

令和 4 年 11 月 16 日

27 次東京都消費生活対策審議会

委員 各位

27 次東京都消費生活対策審議会

会長 鹿野 菜穂子

多摩消費生活センターの機能強化検討部会の設置・委員等の選任について  
(審議)

都からの諮問事項「多摩消費生活センターの機能強化について」について、専門的な審議を行うため、東京都消費生活条例第 4 5 条 9 項の規定に基づき「多摩消費生活センターの機能強化検討部会」を設置し、本部会での審議を行うとともに、その審議結果について、総会での報告・審議を経て、答申を行うという審議の手順を提案いたします。

つきましては、資料 4 -2「多摩消費生活センターの機能強化検討部会委員名簿（案）」のとおり、委員・専門員を選任し、本部会を設置することについて、お諮りいたします。このうち、専門員 2 名については、本諮問の答申までの間に限定して委嘱するもので、諮問の内容に鑑み、部会審議にふさわしいと思われる方々を提案させていただいております。

委員の皆様におかれましては、本提案について、別紙「27 次東京都消費生活対策審議会第 2 回総会 回答票」による回答をお願いいたします。